

地域活動支援・連携促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 補助対象者の要件

- ア 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の主体が参画するものとする。
- イ 補助対象者となり得るコンソーシアムには、複数の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）が同時に参画することができるものとする。
- ウ コンソーシアムにおいて、当該コンソーシアムに参画する地域センターのうち、一の地域センターに限り、事業運営管理及び経理を担当する幹事団体に指定するものとする。

(2) 補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

- ア ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費
- イ 事故・災害の処理のための経費
- ウ その他補助事業の実施に関連性のない経費

(3) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 留意点

補助対象事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

- ア 事業の内容は、要綱第4条第1項第1号に示されているとおり「エ

エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業」であり（節電を通じて行われる事業を含む。）、専ら普及啓発と捉えられる事業は除かれるものであること。

イ 事業実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制効果については、外部有識者等の意見を踏まえこれを推計するとともに、より効果の高い事業となるよう努めること。

ウ 事業の実施計画段階から各主体の意見が尊重されるよう、また、可能な範囲で地域特性を活かした事業となるよう努めること。

エ コンソーシアムの構築及び事業の実施に当たっては、より多くの団体等の参画が得られるよう、また、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員との連携が図られるよう努めること。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。

ただし、平成26年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。